

募集

中小規模事業所向け 省エネ型換気・空調設備 導入支援事業

高効率な換気設備と空調設備を
導入する際に要する経費の一部を助成します！

対象となる経費

要件に該当する事業所において、次の設備を導入する際に要する経費

換気設備【必須】（更新・増設・新設を対象）

- ① 高効率換気設備
- ② 熱交換型換気設備
※工場、私立学校等、一部事業所のみ対象
- ③ 換気・空調一体型設備

高効率空調設備（更新のみ対象）

- ① 電気式パッケージ形空調機
- ② ガスヒートポンプ式空調機
- ③ 中央熱源式空調機
- ④ ルームエアコン

※対象となる設備には各種要件があります。詳細は募集要項等をご確認ください。

助成率・限度額

助 成 率：助成対象経費の 1/2
助成限度額：1,000 万円

助成対象事業者

都内で中小規模事業所を所有又は使用している中小企業者等（裏面参照）

中小規模事業所とは？

燃料・熱・電気の使用量を原油に換算した合計の量（原油換算エネルギー使用量）
が年間 1,500kL 未満の事業所等のことをいいます。

【判断の目安】

延床面積：3万㎡程度未満
年間光熱費：1億円程度未満

※事業の詳細は、助成金交付要綱、募集要項等をご確認ください。

公益財団法人 東京都環境公社
東京都地球温暖化防止活動推進センター

 クール・ネット東京 Tokyo Metropolitan Center for Climate Change Actions

〒163-0810 新宿区西新宿2-4-1 新宿NSビル10階 TEL:03(5990)5089 FAX:03(6279)4697
ホームページ: <https://www.tokyo-co2down.jp/> メールアドレス: cnt-jigyoshien@tokyokankyo.jp

事業概要

■助成対象事業者

- ・中小企業者
- ・医療法人
- ・社会福祉法人
- ・一般社団（財団）法人、公益社団（財団）法人
- ・特定非営利活動法人
- ・個人事業主
- ・学校法人

■助成対象経費

対象設備の導入に要する経費
(設計費、設備費、工事費、処分費)

■交付期間

令和3年度～令和4年度

■事業規模

49.6億円

■助成要件

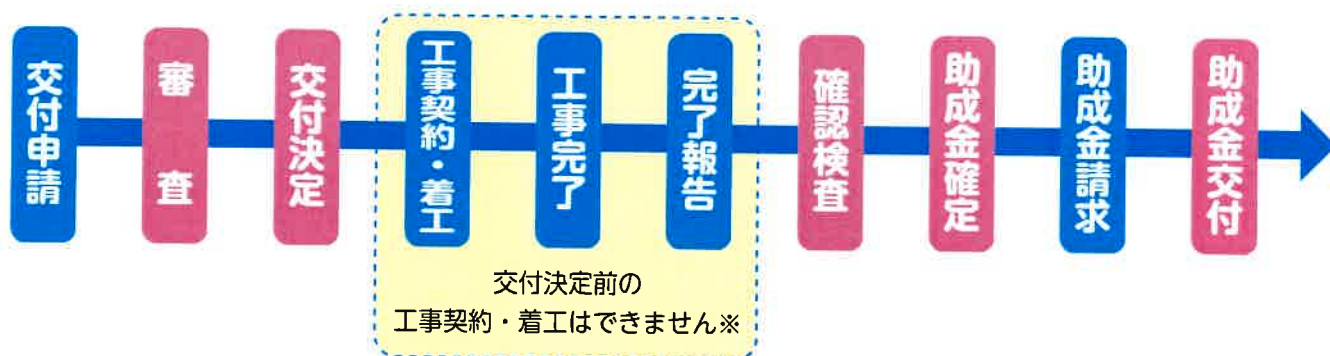
- ・都内で所有又は使用する中小規模事業所において、換気設備を導入すること。
- ・1人当たり毎時30㎡以上の換気量を確保すること。
- ・地球温暖化対策報告書を提出すること。
(工事完了時※及び工事完了の翌年度から3年間)
※新設等の理由で工事完了時に提出できない場合、公社が認める書類の提出が必要です。

注)空調設備を助成対象とする際の注意点

- ・換気設備と同時に更新すること（更新のみ対象）。
- ・換気設備の換気範囲にある設備の更新であること。
- ・更新により、省エネ化が見込まれること。

助成金申請の流れ

●は事業者が実施します。 ●は公社が実施します。



※ただし、令和3年4月1日から募集開始日の前日までに契約・発注した経費で、本事業の要件を全て満たすものについては、遡って助成対象とすることができます。

募集期間

令和3年7月7日～令和4年2月28日

※助成金予算の執行状況により、助成金の申請受付を早期終了する場合があります。

※事業の詳細や申請方法等は、以下のホームページからご確認ください。

<https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/vent>

クールネット 換気設備

